様式第２号（第３条関係）

登米市新田公民館
利用許可書兼使用料減免決定通知書
（兼　使用料領収書）

申請者
住　所
団体名
氏　名　　TEL
（担当者　　TEL　　）

利用者区分
1. 登米市内
2. 登米市外

利用目的	
減免理由	地方公共団体（県・市）、行政関連団体、社会福祉団体、地域振興団体、産業経済団体、学校等関係 社会教育団体（文化協会加盟・体育協会加盟・スポ少・ＰＴＡ・無形文化財・育成会・婦人会・ 老人クラブ）

入場料などの徴収の有無：有（１人　　円）／無

利用日時（利用する部屋ごとに記入）	利用する部屋名に○印 体育館	和室	会議室	調理実習室						利用予定人員	使用料内訳
年　月　日（　曜）　時　分～　時　分											使用料（　円）×（　時間）＝
年　月　日（　曜）　時　分～　時　分											使用料（　円）×（　時間）＝
年　月　日（　曜）　時　分～　時　分											使用料（　円）×（　時間）＝
年　月　日（　曜）　時　分～　時　分											使用料（　円）×（　時間）＝
年　月　日（　曜）　時　分～　時　分											使用料（　円）×（　時間）＝
年　月　日（　曜）　時　分～　時　分											使用料（　円）×（　時間）＝
年　月　日（　曜）　時　分～　時　分											使用料（　円）×（　人）＝
個人使用料：　午前　午後　夜間	体育館										円×　人×　区分＝　円

備考	

利用上の注意
1．利用時間を守り、利用目的以外に利用しないこと。
2．利用後は必ず清掃し、使用した備品は元に戻すこと。
3．火気には特に注意し、ゴミは持ち帰ること。

利用許可及び使用料減免決定

登米市公民館管理規則第３条の規定により、上記のとおり利用を許可する。
登米市公の施設の減免等に関する規則第４条第１項の規定により、右記のとおり使用料を減免する。

新田地区コミュニティ推進協議会会長之印
新田地区コミュニティ推進協議会
会長之印

領収印

合計	円
減免	1. 全額免除 2. 使用料５割減額
利用料金(税抜)	円
消費税等額	円
納付額(税込)	円

登録番号：Ｔ3700150036084